

令和8年度平泉町地域おこし協力隊【業務委託型】募集要項

1 目的

地域の特徴を活かして平泉町内の活性化を図るために、地域の方々や行政と一緒にになって地域おこし活動業務に従事し、ひいては平泉町内で起業又は就業し、定住していただける意欲あふれる「地域おこし協力隊」を募集いたします。

2 募集内容

地域おこし協力隊の活動は、平泉町地域おこし協力隊設置要綱（令和4年平泉町告示第49号）に定める活動を基本とし、主に次の活動に従事するものとします。

1 ミッション名	「稼ぐ農業」売上2千万円目指そうプロジェクト
2 募集人數	1名
3 現状と課題	<p>平泉町は豊かな自然に恵まれた立地条件を活かし、稲作やりんごの生産を中心とした農業が観光とともに「世界遺産のまちづくり」の柱の一つとして発展してきましたが、農業従事者の高齢化や後継者不足によって担い手の確保が急務となっています。そのため、第6次平泉町総合計画に記載のとおり、地域計画見直しによる話し合い等を通じて新規就農者等へ情報提供等の支援を行っています。</p> <p>また、平泉町が栽培を推奨している“ヤーコン”について、これまで地域おこし協力隊員が普及に取り組み、栽培や収穫を推進してきましたが、付加価値化を図る新たな活用方法の検討が求められています。</p> <p>これまでの取り組みの継承とプラスチックアップを図り、更なる地域農業の振興のため、新たな人材の確保が必要な状況です。</p>
4 主な活動内容	<p>平泉町で栽培を推奨している“ヤーコン”やリンゴ、桃、葡萄等の農産物を活かし、売上2千万円を目指す「稼ぐ農業」を探求する活動です。</p> <ul style="list-style-type: none">・ヤーコン栽培の普及拡大と付加価値をつけた販売方法の検討・その他、地域資源を活用した、地域の活性化を推進する活動 等
5 期待する成果等	<ul style="list-style-type: none">・平泉町農産物の魅力の探求・売上2千円の実現に向けた明確なビジョンを確立し、平泉町の農業を先導する「稼ぐ農業」のモデルとなる
6 任期中の活動 ビジョン	<p>(1年目) さまざまな地域活動や交流等を通じ、地域を知る(地域の把握)、自身を知ってもらう。</p> <p>(2年目) 農業経営の基礎知識の習得、農産物の栽培に取り組む。</p> <p>(3年目) 農産物の栽培を通して技術を習得する。 任期終了後に向けた就農準備。</p>
7 隊員卒業後の イメージ	平泉町内において新規就農し、任期中で得た知識や経験、ネットワーク等を生かして活動の展開を図り、農業で売上2千万円を目指す。
8 役場所管課	平泉町農林振興課

3 募集条件

- (1) 申し込み時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を町内へ移し、住民票を異動させることができる方

【3大都市圏をはじめとする都市地域等とは…】

- ① 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県のうち、過疎、山村、離島、半島等の対象・指定地域に該当しない地域
- ② 北海道札幌市、熊本県熊本市
- ③ 宮城県仙台市、新潟県新潟市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、岡山県岡山市、広島県広島市、福岡県北九州市、福岡県福岡市のうち、過疎、山村、離島、半島等の対象・指定地域に該当しない地域

※ 住民票上の住所ごとに詳細な要件がありますので、事前にお問合せください。

- (2) 年齢は問いません

- (3) 自身の提案した活動に対し、自発的・計画的に行動できる方
- (4) 地域住民や役場、関係各所と積極的にコミュニケーションを図り、地域コミュニティ（地域行事、草刈り、ゴミ拾い等）活動に意欲的に参加できる方
- (5) 普通自動車運転免許を有する方
- (6) 心身が健康で、かつ、隊員としての意欲と情熱を持って活動できる方
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4 雇用形態・期間

- (1) 活動別の雇用形態等は下記のとおりです。

【業務委託型】個人事業主との業務委託契約を想定。※町との雇用関係はありません。

- (2) 隊員の任期は任用（業務委託）の日から令和9年3月31日までとし、最長3年間まで延長することができます。町長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合、若しくは特別の事由がある場合には、任用（業務委託）を取り消すことがあります。

5 勤務条件等

【業務委託型】

- (1) 委託料の額

委託料の額は、隊員1人当たり5,500,000円を上限とします。

内訳：報償費等 年間3,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

活動費等 年間2,000,000円

- (2) 勤務時間・休暇等

業務委託のため、町から示された事業を推進できるように、ご自身でマネジメントしていただきます。

- (3) 待遇・福利厚生

・業務委託のため、国民健康保険及び国民年金については、隊員各自で加入する必要があります。

- ・住居については、隊員自身でアパート等を確保（契約）していただきますが、町営住宅へ入居することも可能です。

（4）活動の拠点

鈴沢スタートアップオフィス（町営施設）

住所：岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢 61

（5）副業の取り扱い

町との雇用関係はないため、委託業務以外に収入を得ることは妨げません。ただし、委託業務遂行の支障にならない範囲での行動をお願いします。

（6）その他

日常生活における移動手段や活動するうえで自家用車が欠かせません。自家用車の持ち込みをお勧めします。（隊員着任後の車両購入費、車両の借上費やガソリン代は活動費の対象となります※上限あり）。

6 活動経費の負担

- （1）住居、活動用車両の借上費
- （2）活動用車両の燃料費
- （3）作業用道具、消耗品等の購入費
- （4）活動に資する研修に要する経費
- （5）その他活動に要する経費

7 地域おこし協力隊の活動等に対する支援

平泉町は地域おこし協力隊の活動が円滑に行えるよう、関係機関や住民との調整等を行うほか、任期満了後の定住支援など活動等に対する不安のないよう支援します。

8 申込手続

（1）受付期間

令和7年12月11日（木）から令和8年1月30日（金）

（2）提出書類

- ・平泉町地域おこし協力隊応募用紙（様式1）
- ・身分証明書（運転免許証等）のコピー
- ・住民票抄本

（3）提出・問合せ先

〒029-4102 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山45番地2

平泉町役場 まちづくり推進課

Tel : 0191-46-5578（内線222） Fax : 0191-46-3080

Mail : kikaku@town.hiraizumi.iwate.jp

9 選考方法

(1) 1次選考（書類選考）

応募をもとに書類選考します。1次選考の合否結果は応募者全員に通知します。

(2) 2次選考（プレゼンテーション及び面接）

1次選考合格者を対象に、事業プランのプレゼンテーション及び面接の2次選考を実施します。

日程等の詳細については、1次選考結果の通知の際に合格者の方に通知します。

(3) 最終（2次）選考結果

最終選考結果は対象者に通知します。

※選考経過についての問い合わせには応じません。